

入居に関しては、原則要介護3以上の方を優先することとなりますが、要介護1又は2の方であっても、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由となる、下記の4項目のいずれかに該当することが必要です。(特例入所の要件)
ご自身の判断で該当すると思われる項目に印をつけてください。

- 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

※上記の内容に該当しても必ず入居となるものではありません。